

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	5
3. 養父市	6
4. 福岡市・北九州市	7
5. 愛知県	10

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

#### ①～② 略

③ 南池袋二丁目C地区市街地再開発組合、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社、独立行政法人都市再生機構が、南池袋二丁目C地区において、「国際アート・カルチャー都市」の形成に資する、賑わい・交流機能、歩行者ネットワーク、高質な都心居住環境や生活支援機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙62～65のとおり決定又は変更する。【令和4年4月に着工予定】

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画南池袋二丁目C地区地区計画 別紙62
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業 別紙63
- ・東京都市計画高度地区 別紙64
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙65

※別紙については、別紙62及び別紙63のみ変更。

#### ④～⑤ 略

⑥ 東京建物株式会社、独立行政法人都市再生機構が、渋谷二丁目西地区において、渋谷の広域交通機能を強化するバスターミナルや、次世代イノベーション創出に資する、STEAM人材育成拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙101～104のとおり決定又は変更する。【令和7年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（渋谷二丁目西地区） 別紙101

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画渋谷駅東口地区地区計画 別紙102
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業 別紙103
- ・東京都市計画自動車ターミナル第9号渋谷二丁目バスターミナル 別

- ⑳ 東急不動産株式会社、三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社が、日本橋一丁目東地区において、駅・まち・川をつなぐ歩行者基盤や、都心型複合 MICE 拠点形成を支えるカンファレンス施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 106～110 のとおり決定又は変更する。【令和 8 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区） 別紙 106

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 107
- ・東京都市計画地区計画日本橋問屋街地区地区計画 別紙 108
- ・東京都市計画地区計画人形町・浜町河岸地区地区計画 別紙 109
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙 110

(3) ～ (5) 略

- (6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

①～⑤ 略

- ⑥ NTT 東日本関東病院（東京都品川区）：アメリカ人 1 名【令和 5 年 3 月より実施】

(7) ～ (9) 略

- (10) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が

適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①～② 略

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、東京都が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、東京都内における外国人による創業活動を促進する。

① 東京都全域【令和4年度中に実施】

(11) ～ (16) 略

(17) 名称：国家戦略住宅整備事業

内容：都心居住のための住宅の容積率に係る建築基準法の特例

(国家戦略特別区域法第16条に規定する国家戦略住宅整備事業)

①～③ 略

④ 東京建物株式会社が、渋谷二丁目西地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人の多様なニーズにも対応する多言語対応の共用施設等を併設した居住施設を整備する。【令和7年度着工予定】 別紙105

⑤ 東急不動産株式会社、三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社が、日本橋一丁目東地区において、住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用し、外国人の多様なニーズにも対応する多言語対応の共用施設等を併設した居住施設を整備する。【令和13年度着工予定】 別紙111

(18) ～ (28) 略

(29) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業）

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 成田市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 112

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業）

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

#### ① 堺市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙10

【令和4年度より実施】

#### ② 泉大津市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙11

【令和4年度より実施】

## 養父市 国家戦略特別区域 区域計画

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業)

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

#### ①～⑥ 略

#### ⑦ 株式会社やぶの農家（養父市）

水稻に加えにんにくを栽培する営農体制の長期的・安定的な確立を地域との調和を保ちつつ、円滑かつ迅速に実施するため農地を取得する。併せて、土地改良事業実施により水稻等の生産基盤を強化し、担い手不足の解消に向けた人材育成・活躍の場の創出に取り組むことで、地域農業の発展に寄与するため。

【令和4年4月を目途に取得】

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11及び19に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑳及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発（駐輪施設の周知、自転車の安全利用等）や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

①～⑱ 略

⑳ We Love天神協議会

・天神4号線（別紙19）

#### (2) 略

#### (3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①～② 略

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 略

② 北九州市全域【令和4年中に実施】

(4)～(15) 略

(16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地方公共団体が認定した対象に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。

① 福岡市【令和2年9月より実施予定】

(対象)

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

- ア) 知識創造型産業
- イ) 健康・医療・福祉関連産業
- ウ) 環境・エネルギー関連産業
- エ) グローバルビジネス
- オ) 物流関連業
- カ) 都市型工業
- キ) 本社機能

② 北九州市【令和4年4月より実施予定】

(対象)

ア) 北九州市市税条例の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業又は貸付対象事業のための施設等に係る固定資

産税の課税免除を受けている企業

イ) 北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けている企業

ウ) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けている企業

## 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成29年4月より実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、愛知県が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【令和4年度中に実施】

#### (10) ～ (16) 略

#### (17) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

愛知県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和4年度中に実施】

（対象）

- ① 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けている企業
- ② 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けている企業
- ③ 新あいち創造研究開発補助金の交付を受けている企業
- ④ アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区において以下の特定国際戦略事業を実施する企業（愛知県内に事業所を有する企業に限る。）
  - ア) ボーイング787等量産事業
  - イ) 関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業

- ウ) Mitsubishi SpaceJetプロジェクト事業
- エ) ボーイング777X開発・量産事業
- オ) 宇宙機器開発・供給事業